

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年8月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ大野原店 観音寺市大野原町中姫1310番1ほか	
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数	
	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 85台
	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 112台
	2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	
	変更前	位置 別図のとおり 4箇所
	変更後	位置 別図のとおり 6箇所
※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。		
変更年月日	平成23年4月20日（大規模小売店舗の施設の配置に関する事項） 平成22年10月28日（大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項）	
変更理由	駐車場増設のため	

2 届出年月日

平成22年8月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年8月27日（金曜日）から同年12月27日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成22年12月27日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ